

大阪市立大学数学研究所規程

15年9月9日 理学研究科教授会承認
一部改訂 17年12月22日 理学研究科教授会承認
一部改訂 19年4月17日 理学研究科教授会承認
改訂 20年1月22日 理学研究科教授会承認
改訂 21年3月21日 理学研究科教授会承認
改訂 27年4月21日 理学研究科教授会承認

(設置および目的)

第1条 大阪市立大学数学研究所(以下、研究所という)を大阪市立大学大学院理学研究科に置く。様々な角度からの数学(数理解析を含む)の研究を奨励し、関連する若手研究者を育成することを研究所の主たる目的とする。

(事業)

第2条 研究所は、前条の目的を達成するため、おおむね次の事業および企画を行う。

- (1) 若手研究者の育成
- (2) 研究所特任教員(研究を主務とするが大学の教育活動にも携わる)の選考
- (3) 国外からの招聘教授・招聘研究員の選考
- (4) 専任研究所員(当数学研究所を主たる研究拠点とする無給研究所員)、
(兼任)研究所員(当数学研究所を主たる研究拠点としない無給研究所員)、外部資金による研究所員の選定
- (5) 客員研究員の選考
- (6) 日常的な研究交流の場の提供
- (7) 各種セミナー、国際研究集会、ミニスクールの企画
- (8) 単行本シリーズ OCAMI Studies の出版
- (9) 数学に関する普及事業

(組織)

第3条 研究所は、次に掲げる構成員(以下、所員という)をもって組織する。各所員は数理解析論と数理解析学のグループのいずれかに属する。

- (1) 所長1名
- (2) 副所長2名
- (3) 数学研究所教授1名と数学研究所准教授1名
- (4) 運営会議委員10名
- (5) 数学科教員全員と数理解析関係教員2名

- (6) 前条(2)の研究所特任教員
- (7) 前条(3)の招聘教授・招聘研究員
- (8) 前条(4)の研究所員
- (9) 前条(5)の客員研究員

2 所長は、数学研究所教授が務める。

3 副所長は、所長が任命する。

(職務)

第4条 所長は、理学研究科長の命を受けて、研究所の業務を掌理し、所員を指揮監督する。

2 副所長は、所長を補佐し、所長は副所長2名のうち1名を予め選び、選ばれた副所長は、所長に事故があるとき又は所長が欠けたとき、所長の職務を行う。

3 所長は、必要に応じて、所長補佐を置くことができる。

(運営)

第5条 研究所の適切かつ円滑な運営を図るため、常任委員会、運営会議、全体会議ならびに研究推進委員会を置く。

2 常任委員会は、所長・副所長で構成し、研究所の運営に関する事項を検討し、適宜運営会議に提案する。

3 運営会議は、数学科教員全員と数理物理関係教員2名から選定された教授10人により構成し、研究所の運営に関する事項を決定する。

4 所長、常任委員会、運営会議は、所員全員による全体会議を開催して、研究所の運営に関する意見を聴取することができる。

5 常任委員会は、外部委員を含めた研究推進委員会を構成し、研究所のプロジェクトや将来計画に関する意見を聴取する。

(ホームページ委員会)

第6条 研究所にホームページ委員会を置く。

2 ホームページ委員会は、数学科教員である所員若干名で構成し、次の業務を行う。

- (1) 研究所のホームページの立ち上げと管理
- (2) 事業に関わるデータベースの構築
- (3) 前項のデータベースの公開および管理
- (4) その他、ホームページおよびデータベースに関すること